共済積立貯金の解約をお願いします

組合員の資格を喪失する場合は、令和8年3月16日（当組合提出期限）までに**「貯金払戻（解約）請求書」**を所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。

印鑑が相違している場合は解約できませんので、請求書には必ず**届出印**を使用してください。

また、非課税貯蓄を適用している方は、**「非課税貯蓄廃止申告書」**の提出もお願いします。